

論文

南タイの土地所有

—— タイ・イスラム村落におけるケース・スタディ ——

矢野 暢

Land Tenure in Southern Thailand

—— a Case Study in a Thai-Islam Community ——

by

Toru YANO

はじめに

タイ社会の土地制度は、さほど深刻な社会問題とならないままに、従来あまり学問的研究の対象とされない傾向にあった。土地所有の具体的諸法則にせよ、実証的な調査がなされないわりに、いたって安易に法則化され、それが通説として通用する傾きが強かった。ようやく最近になって、小作化問題などの社会問題の噴出とともに、タイ国内外の関心がタイの土地制度の問題に寄せられるようになったのは喜ばしいことである。

土地制度の問題は、たんに小作化現象などの農地制度の問題としてだけでなく、さらに進んで、あるいは社会的流動性と結びつけ、あるいは慣習法の近代化という観点において、今後より深く、より柔軟に検討が進められねばならない。また、タイの中部地方だけに限って問題視するのではなく、各地方について基礎的な研究の積み重ねがなされねばならない。

本稿は、ソンクラー県における実態調査をもとにした、南タイにおける土地所有の傾向を探る一つのケース・スタディである。¹⁾

本稿執筆の趣旨を示す意味で、とりあえずはじめに、現在のタイの土地制度がどのような問題をもっているかを述べてみたい。ここでいう問題とは、たんに社会問題という意味ではなく、社会科学的研究の将来の課題という意味をももっている。

1) 筆者は、京都大学東南アジア研究センターの第1次5カ年計画の一環であるタイ・ビルマ中核計画に加わり、1964年5月から1966年3月にかけて南部タイ、ソンクラー県のタイ・イスラム集落に定着して、社会人類学的村落調査を行なった。本稿執筆の資料の一切は、その調査を通じて得られたものである。本稿の概要は、1966年10月28日に、京都大学東南アジア研究センター研究例会において、研究報告のかたちで発表した。

1 タイの土地制度の問題点

タイ国の土地制度のもつ問題点は、法制上の問題点と社会学的問題点の二つにわけて考えることができる。それぞれ多数の問題を含んでいると思われるが、ここではとりあえず、法制上の問題点として二つ、社会学的問題点として二つ、しめて四つの問題を提出しておきたい。

1 占有と所有の混乱

タイの土地所有の法的形態は、長年にわたって形成されきたったものであり、いたって特殊な内容を示している。現代の土地法の体系をみると、二種の歴史的な法観念の刻印をみてとることができる。すなわち、一つは、シャム社会に古来継承されてきた土地所有についての慣習法的観念 (*latthi-thamniam*) の残存であり、もう一つは、20世紀初頭に始まる土地法近代化の強い影響である。この二つがうまく織り合わされているところに、タイの現行土地法の特徴がある。しかしながら、慣習法と近代的法観念とは、たとえ法律上はうまく融合したとしても、農民の意識面では、むしろ対立競合するのである。

古来、シャムでは、土地は基本的には国王の所有に属したが、農民には、事実上の占有および耕作をなすことを条件に、自由に土地を獲得することが許されていた。事実上の占有が、耕作の既成事実を介して、所有権を発生させ、法的保護の対象となる、という慣習が成立してからはや久しい。しかし、1901年に、ラーマ5世は、土地の占有と所有との法律的取扱いを峻別する近代的所有観念を土地制度に導入し、たんなる占有は保護せず、所有権だけ法的保護の対象とするシステムに切り換えた。しかし、これ以来、シャムの土地所有制度は混乱をはじめた。1936年に至って、たんに所有権のみに拘泥しない、より柔軟な土地法が制定され、それ以後は比較的安定をみている。²⁾ 現行土地法は、1954年に制定されたものであるが、基本的には1936年法に則っており、土地獲得に、占有・利用・所有の3段階を認め、それぞれの状態を別個に確認し、それをなんらかの形で法的に保護するシステムをとっている。

現行法は、表1のように5通りの土地証書の発行を定めている。³⁾

このうち、*soo. khoo. 1* を除いては、すべてが *nangsüü samkhan* (権利発生に関係する証書) である。*soo. khoo. 1* は、*beeb ceeng kaan khroobkhroong thiidin* (土地占有を報告する書式) であり、土地の権利発生消滅とは直接関係のない書類である。

2) タイの土地制度の歴史では、レンガーの『タイ国法制史』の土地法の項がすぐれている。cf. Roo Leengkaa *prawatsaat kodmaai thai—kodmaai thiidin*, 1940, pp.1~90.

3) 現行土地法に関する記述は Niitiweet 版 (1964) の *pramuan kodmaai thiidin, phoo. soo. 2497* による。これには、土地法施行にともなういくつかの省令や布告まで収められていて便利である。その他、ソンクラー県土地局で入手した *kaan thüü sitthi nai thiidin* (土地権の保有) という小冊子をもあわせて参照する。



ที่ดินรวาง..... โฉนดที่.....
เลขที่ดิน.....หน้าสำรวจ.....
ตำบล.....อำเภอ.....

โฉนดที่ดินฉบับนี้ออกโดยอาศัยอำนาจตามประมวลกฎหมายที่ดิน
ที่ดินแปลงนี้อยู่ที่.....ตำบล.....อำเภอ.....
จังหวัด.....เจ้าพนักงานได้ทำการรังวัดพิสูจน์ถูกต้องแล้ว ตามสารบัญ
ระวาง.....เลขที่ดิน.....คิดเป็นเนื้อที่ประมาณ.....ตารางวา
หรือ.....ไร่.....งาน.....วา.....

เบตตักต่อ

ทิศเหนือ จด.....
ทิศใต้ จด.....
ทิศตะวันออก จด.....
ทิศตะวันตก จด.....

ให้ผู้ซื้อในโหนดที่ดินนี้เป็นผู้สืบทอดตามกฎหมาย และต้องอยู่ในบังคับแห่งกฎหมายเกี่ยวกับที่ดิน ซึ่งคงใช้อยู่ในเวลานี้ และที่จะได้แก้ไขเปลี่ยนแปลง หรือบัญญัติขึ้นใหม่ในภายหน้า

ผู้มีสิทธิในที่ดินแปลงนี้ ถ้าจะทำการจดทะเบียนสิทธิหรือนิติกรรมประการใด ให้นำโฉนดที่ดิน
นี้มาจดทะเบียนต่อพนักงานเจ้าหน้าที่ตามกฎหมาย

ในกรณีที่มีการโอนกรรมสิทธิ์กัน ผู้รับโอนตามสารบัญช่ย่อมเป็นผู้ถือโฉนดที่ดินต่อไป

โน้ตดนตรีออกให้ ณ วันที่.....เดือน.....พทศักราช.....

ผู้ว่าราชการจังหวัด

เจ้าพนักงานที่ดิน

- 4 -

表 1 土地に関する証書の種類

種 別	内 容	発 主 行 体	実 地 検 分	測 量	土地処分 権 発 生	発 行 手 数 料 (バーツ)
soo. khoo. 1	いかなる原因によるものであれ、土地の占有を開始したことを申告して受ける確認証	郡	なし	なし	なし	一区画につき 5
bai coong	遊休の土地を一時的に占有する許可証	郡	あり	あり	あり	〃 5
noo. soo. 3	土地が利用済であることを確認する証書	郡	あり	なし	なし	〃 5
bai tai suan	chanood 発行のために検分測量がなされたという証書	土地局	あり	あり	なし	最低 15以上
chanood thiidin	法的所有権を国家が正式に認める証書	県知事 土地局	あり	あり	あり	初回20ライまで40

資料：タイ国土地法 (pramuan kodmaai thiidin phoo. soo. 2497) および土地法施行に関する省令第10号 (kod krasuang chabab thii 10, 2497) にもとづいて作成

問題は、農村部においては、依然として、占有の既成事実を、すなわち法的所有権発生の原因と考える、古来の慣習法的観念が根強く残っており、土地法の定める所有権設定のための手続きが行なわれない傾向にある点だ。soo. khoo. 1 は、税務行政上の必要もあり、すべての農家が備えているが、土地の権利発生消滅と関係のないこの書類が、あたかも本来の地券であるかのように通用しているのが実状である。ときには、占有の事実だけに安んじて、なんらの登録さえ行なわれない事例をみる。soo. khoo. 1 しかない地域においては、それが一種の権利証書のような規範性をもって通用している。そして、土地が公式登録を必要とするという社会通念もすでに成立している。それにしても、慣習法的観念と近代法的理念との相剋がこれからも続くとしたら、近代的・合理的な土地制度の確立は望まれえない。いずれにせよ、現在は、土地は特定の登記によってのみ所有権が発生し、法的保護を受ける、という観念の、一つの啓蒙期にさしかかっている感じである。

2 無断耕作 (cab coong) の伝統

遊休の無主の土地に立ち入って開墾を行ない、土地獲得を図りうる慣行を、タイでは、「チャプ・チョーン (cab coong)」という。この無断耕作者権利の伝統は、耕地人口密度の低いタイにおいて、古来から存在した。⁴⁾ そして土地法近代化の過程において、この慣行は制定法にも取り入れられ、それは現行法にまで及んでいる。しかし、その過程において、古来の慣行は近代法的処理を受け、その結果、制定法上の厳密な規定と伝統的慣行における方式とには、いくばくかのズレが生じた。従って、現在では、法律的に有効な無断耕作と無効なものとの差

4) 「チャプ・チョーン」については、Roo Leengkhaa *op. cit.*, pp.50~57. にくわしい。

が歴然となっている。

現行土地法をみると、第2条は、無主の土地が国家 (raat) のものであることを規定し、第30、33条において、「チャプ・チョーン」を規定している。「チャプ・チョーン」を行なうためには、当該土地の検分・測量を関係官庁に依頼し、公示を30日間行なって、異議の申立てがないときに、当該土地の占有開墾許可証 (bai coong) の交付を受ける。許可を受けて6カ月以内に開墾を開始し、3年以内に実用性を実現し (tham prayoot) なくてはならない。そこで改めて、利用済証明書である noo. soo. 3 の交付を受け、やっと土地の権利は確定的に成立するのである。

現行の無断耕作の制度は、少なくとも二つの点で問題性をもっている。第一に、法律の定める規則手続きが繁雑で、農民一般がこれになじまない点である。古来の慣行によれば、遊休の土地を占有するには、その土地にある種の示しをつけ、その土地の所在する村の村長に一言届けるだけでよかった。この慣行は、いまでも行なわれている。無断耕作に、土地局の許可証が必要とされるようになったのは、1936年以後のことであり、その歴史はまだ浅い。古来の方式になじんだ農民は、法律的手続きを忌避するのが実情だ。第二に、現行土地法の27～29条は、国家が、公共目的に供するため、遊休の無主の土地を確保できることを定めている。この条項に応じて、現在、厚生局や土地協同組合局などが、それぞれの趣旨で土地を確保し、公共目的に使用している。各局の土地委員会は、一定条件を備えた遊休の土地を求めると、公示した上で入植者を定め、bai coong を交付する。この種の土地を thiidin saathaaranasombat khoong pheendin (国家の福祉目的土地) というが、すなわち、農民の無断耕作にふさわしい土地が政府によって公共目的のために確保されるケースが増えているのである。蒙昧な農民には、一見無断耕作可能な土地にみえ、勝手に開墾を開始し、途中で追い出しを喰う事例が少なくない。農民一般には、真の無主の土地をそれと識別できないのである。

このほか、開墾可能未墾地の絶対面積が減っていること、残存未墾地が地勢的に制約の多いことなども、あわせ考えねばならない問題であろう。要するに、古来の気楽な方式による無断耕作は、今後ますます窮屈なものになることが予測される。⁵⁾ しかし、その窮屈さに対応する能力を農民一般が備えていないところに一つの悲劇があるといえよう。

3 小 作 制 度 の 進 展

従来タイの土地所有に関して書かれた文献のおおかたは、タイ国農林省の公刊になる *Thailand Economic Farm Survey*, 1953. にもとづいて、タイは基本的に自作農社会であると結論づけている。

5) 「チャプ・チョーン」の古典的方式がもはや法律的に許されない以上「チャプ・チョーン」の時代は終わったという声もある。今後は、政府が無主の土地を農民に分配する thiidin saathaaranasombat の方式がますます優越してくるだろう。

この従来の通説にたいしては、最近いくつかの反論が提起されている。⁶⁾ 中部タイにおける小作制度の普及は、いまや常識化している。従来の通説にたいする問題提起としてあげられている諸点のなかで、農地制度の地域差を考慮すべき点の指摘と、急激な人口増による土地にたいする人口圧力の増加の指摘とは留意に値する。

農地保有制度の地域差は、これまでまだ充分実証的に研究されたとはいえない。後に指摘するように、均分相続制の具体的ケース・スタディすら怠られているという具合に、土地獲得その他土地に関する慣行を調べるケース・スタディが致命的に欠けている。

人口増加に関しては、それがどういう契機を介して小作化現象に至るのか、人口圧力にたいする適応のメカニズムを考える社会学的考察が怠られてはならない。

定着農業型社会であり、村落形態も wat を中心とする“klum (集まり)”という形状を取り、流動化性向もさほど高くないタイ社会において、人口圧力の限界影響力は低い。すなわち一つの klum の住民が伝統的に耕作する区画は限られており、細分化がある限度に達すると直ちに別のかたちの補完現象が生じなくてはならない。歴史的にみると、派生村の形成 (“baan mai” formation) は、土地細分化を補う一つの適応現象であったと考えられる。⁷⁾ 派生村形成は、無断耕作の伝統がある限り、きわめて容易であった。しかし、ある地域において派生村形成が行なわれえないばあい、あるいは個別的な無断耕作による移動が行なわれなくなったばあい、人口圧力はいたって深刻なものにならねばならない。こういうばあいには、土地細分化は、行きつくところ、小作化現象に結びつく。

小作現象については、そういう小作化の社会経済的背景の考察とともに、小作理由をより柔軟に考えることも必要であろう。土地窮乏化による小作化と地理的便宜を求めての土地の賃貸借とでは意味が違う。この点は、中部平原以外の地域に関して、とくに留意を要する点である。この点は、自小作別経営形態と経営規模の相関関係を考えるうえからも大事な点である。

その他、小作慣行の変化に着眼することも肝要である。小作料の物納から金納への変化、あるいは小作料減免の法則などの小作条件の変化は、小作現象自体に劣らず含蓄するところは大きい。

いずれにせよ、タイの小作制度の研究は、まだ今後の大きな課題として残されたままのようだ。そして今後の研究は、親族制度、土地相続、土地をめぐる慣習法（無断耕作も含めて）、

6) 本岡武教授の「タイ国における農地問題と農地制度改革」『東南アジア研究』第2巻第4号は、タイの小作制度への関心を喚起した画期的な論考であろう。またタイ語で公開された国家開発省土地開発局による中部5県の標本調査は、具体的数値で小作制普及の事実を裏付けている (cf. 友杉孝「タイ中部平野の農家経済に関する一資料」『アジア経済』第7巻第10号)。中部以外の地方の小作化に関する資料はほとんど得られない。

7) 派生村形成と土地保有との関係については、いずれ筆者の調査地を素材にケース・スタディを試みたい。基本的発想は本稿の後半に示しておく。なお“baan mai”は新しい聚落を意味し、タイの村落にはたいいていみられる。

村落形成史、農民の技術（社会的移動との関連において）などにまで考慮にいった、総合的な研究にならなくてはならないように思える。

4 均分相続の態様

タイにおける土地相続の原則は、均分相続であるといわれている。すなわち、土地は、一戸の家計において、父の所有であり、父が死んだばあい、それは母の所有に移り、その母が死亡したあと子供に均等に分割される。⁸⁾ この均等分割の法則は、タイの全地域に及ぶ一つの伝統的慣習といわれている。

この法則自体の確認は、すでになされているといってよい。しかし、均等分割の具体的態様を細かく検討したケース・スタディは、いまのところ皆無である。均等が質量いずれの均等を意味するかは問わぬとしても、分割の具体的手続きはどのようになされるのか、さらには極度に土地が細分化した状態ではどういう代替措置がとられるか、などを主題とした研究が、今後なされねばならない。

とくにイスラム文化をもつ南部タイに関して、土地相続の問題は、別種の問題性をもっている。すなわち、イスラム法による土地相続がどれほど土地の慣習法に優越しているか検討されねばならない。南タイのムスリムは、文化的に二つの範疇にわけられる。一つは、マレー文化圏に属する南部4県（ヤラー・ナラーティワート・パターニー・サトゥーン）にいるマレー・イスラム、もう一つはソクラー県以北に散在するタイ・イスラムである。⁹⁾ タイ・イスラムの諸村落は、仏教圏に所在し、その住民はタイ語方言を話し、仏教文化の影響を受けやすい環境にある。全国的な教団組織を欠いていることもあり、タイ・イスラムによるイスラム法の遵守はかなりルーズであると考えられる。しかし、従来、タイ・イスラムに関する調査研究は完全に怠られていた。またタイ国内のマレー・イスラムに関する研究も、遺産相続に関してはいたって不完全なままである。¹⁰⁾ 土地に関するタイ固有の慣習法がどの程度の分布と地域別の差異を示しているかという問題と関連して、南タイのイスラムの研究は、今後もっと深く進められねばならない。

いずれにせよ、タイにおける土地相続の具体的態様は、まだ不明確なのである。土地細分化の問題と結びつくだけに、均等分割の実証的・具体的な事例蒐集が重ねられねばならない。

以上、四つの問題点を指摘したところで、本論に移ろう。

8) Wendell Blanchard (ed.) *Thailand* (HRAF), 1958, p.305.

9) *Ibid.*, pp.60~62 において、「マレー・イスラム」と「タイ・イスラム」とが異なった文化集団であるとして区別されている。

10) パターニー県でマレー・イスラム村落の社会人類学的調査を行なった Frazer, Jr. にしても、土地相続については、多くを語っていない。cf. Frazer, Jr. *Rusembilan*, 1960.

2 調査地の特質と土地保有の基礎資料

1 調査地の概況

筆者が定着調査を行なったドーン・キレク (Doon Khilek) は、マレー半島東岸のソクラー県に所在する、比較的歴史の古い¹¹⁾タイ・イスラム集落である。¹²⁾

ドーン・キレクは、一つの独立した部落 (muubaan) であり、行政的にはソクラー県 (cangwat) アンパームアン郡 (amphoe) パウォン行政村 (tambon) に属する。ソクラー県は、ラノート、サティンプラを含む平坦な半島部米作地帯、ハジャイ、サダオを含むゴム園の優越する地帯、テーパー、チャナを含む多角農業地帯にわかれるが、アンパームアン郡は、そ

- 11) ドーン・キレクの歴史については、有効な資料を得にくい。パターニー県から北上して来た一族が定着して部落を開いたというが、地形的に判断すると、マレー半島西海岸のケダー州あたりに住民の起源を求めることもできる。とにかく歴史は古いようだ。100年あまり以前の部落は、バーンヤイ聚落だけからなり、五つの聚落はまだ成立していなかった。住民は米を作り、牛・鶏を飼い、そして部落の周囲には虎が跋扈していたという。70年ほど前に聚落が複数化する。50年ほど前に、ゴムの需要が高まり、そして野菜栽培がはじまるとともに、現在のクアンヒンに移住がはじまって、そこに一つのムスリム集落が形成された。30年ほど前に、それまでは熱帯樹林のなかの踏み分け路であった、クアンヒンとドーン・キレクのあいだの通路が、はじめて道らしい道になった。道ができると、アロールスターまで牛を連れて行って売ったり、部落の外で働いたりすることができるようになった。それと同時に、クアンヒンに週に一度ではあれ定期市場が開かれ、貨幣経済の影響は急激に強まった。17年前に、部落にはじめて自転車をもつものがあらわれた。9年前に、政府の地方開発計画の一環として、クアンヒンへの道が、雨季にも使用でき、小型自動車も通れるような幅のものに変えられた。自転車の数も20台以上に増え、7年前にははじめてラジオが入り、5年前には、ある青年が小型の改造バスを買い、ハジャイ市に毎日通いはじめた。9年前にその新しい道路—村民は地方開発道路と呼ぶ—が完成してからこのかた、ドーン・キレクは歴史の新しい段階に入ったといっていよい。
- 12) ドーン・キレクの住民は、日常会話には、タイ語南部方言を話し、タイ・イスラムと呼ばれる文化集団に属する。タイ国内のムスリムは、言語その他の文化的特色を規準として、マレー・イスラムとタイ・イスラムとにわけられている。ソクラー県人口の18%はムスリムだが、これはすべてタイ・イスラムと考えられる。表2のように、タイ・イスラムは、ソクラー県のなかで、アンパームアン郡・チャナ郡からサダオ郡・ハジャイ郡にかけて、西南に流れる一つの圏をなしている。これを仮に、ソクラー・タイ・イスラム・ベルトと呼ぶことができる。この圏内のムスリムは、通常この地方の先住民族と見なされており、マレー系人種固有の文化を備え、マレーより北上して来たものと考えられている。ソクラー地方の仏教徒は、中部平原から南下して来たものと、別の経路から半島部に流れて来たモン族などの混淆といわれている。しかしながら、タイ・イスラムは、文化的には仏教文化の影響を強く受けており、イスラム固有文化に仏教および土着アニミズムの文化要素が吸収されている。

表 2 ソクラー県内タイ・イスラム集落郡別分布(総数 169部落)

アンパームアン郡	20	ラ タ プ ム 郡	11
ハ ジ ャ イ 郡	28	テ ー パ ー 郡	24
サ ダ オ 郡	15	サバーヨーイ郡	17*
ラ ノ ー ト 郡	1	チ ャ ナ 郡	39*
サティンプラ郡	3	ナータウィー郡	11*

注：*印を付した3郡は、bilingual 地帯で住民はマレー語とタイ語の双方を解する。その意味では厳密にはタイ・イスラムではないかもしれない。

ういう性格をあわせ含む多彩な地域を構成している。全体として、低い丘陵の多い平坦な地帯であり、河川に乏しく、地質は砂分を多く含んでいる。11月から始まる集中的な雨季が水田耕作を可能にし、各地に水田をみる。そして、零細なゴム林、各種の椰子林が遍在している。

ドーン・キレク部落は、県庁所在地ソンクラ市からマレーシアに通ずるサイブリー道路ぞいに南西に 14km 行き、クアンヒン部落で南に折れ、村道をさらに 4km 南下したところに位置する。部落の属するパウオン行政村は、東西に 5km、南北に 7km ひろがっており、七つの部落 (muubaan) ——それぞれ 70~300の戸数を有する——から構成されている。ドーン・キレクとクアンヒンを除くと、残りは五つとも完全な仏教部落である。クアンヒンには、仏教徒とムスリムが混在しているのにたいし、ドーン・キレクはムスリムのみ居住する部落である。

ドーン・キレクは、アンパームアン郡の最西端に位置し、西側でハジャイ郡と接している。部落は、東西に約 3.5km、南北に約 3km の広がりを持ち、図 4 のように、三方を仏教徒の聚落に囲まれ、残る一方でクアンヒンにつながっている。部落は五つの小聚落 (klum) よりなりたち、祈禱堂 (masjit) と茶店のある中央聚落 (klum baan yai) を、それぞれ 0.5km 離れて残り四つの聚落が取り囲む形になっている。中央聚落と他の聚落とは田中の畦道で結ばれている。

ドーン・キレクの戸数は296軒、人口は1,492名である (1965年 6 月現在)。人口は、1961年統計によると、当時 1,310 名であったことが知られる。離村者はいたって稀であり、人口増

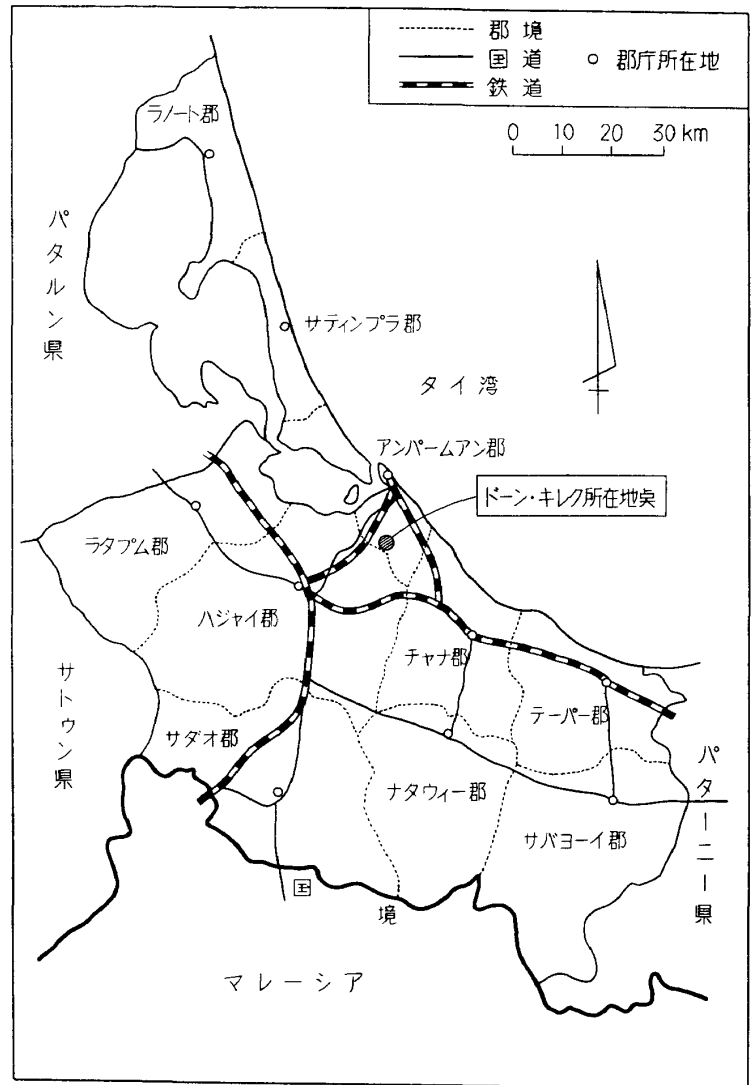


図 3 ソンクラ県分郡図

は、もっぱら自然増加である。筆者が本調査のため滞在した、1964年7月から1965年6月にかけて、出生42件、死亡7件を数えた。人口構成の特色をみると、20才未満の人口がちょうど全体の40%を占め、60才以上の人口は12%であり、その中間層は48%という比率を示している。

ドーン・キレクの職業構成は、比較的単純である。ほとんど全世帯が自給自足目的で稲作を行ない、現金収入の源泉として、ゴム、椰子類、その他の果樹をもち、また、豆、うり等の栽培を行なっている。職業分化は未発達で、農業以外の職業としては、茶店経営1例、小間物販売2例、自動車運転2例、トイマム（導師）1例、学校教師1例、小規模精米所2例をみる、非耕作貸出地主は2例をみるだけである。その点、きわめて等質的な社会構成をみる。

ドーン・キレクの人口構成・職業構成については、別の機会に詳説するとして、早速、ドーン・キレクにおける土地保有の態様の展望に移ることにしよう。

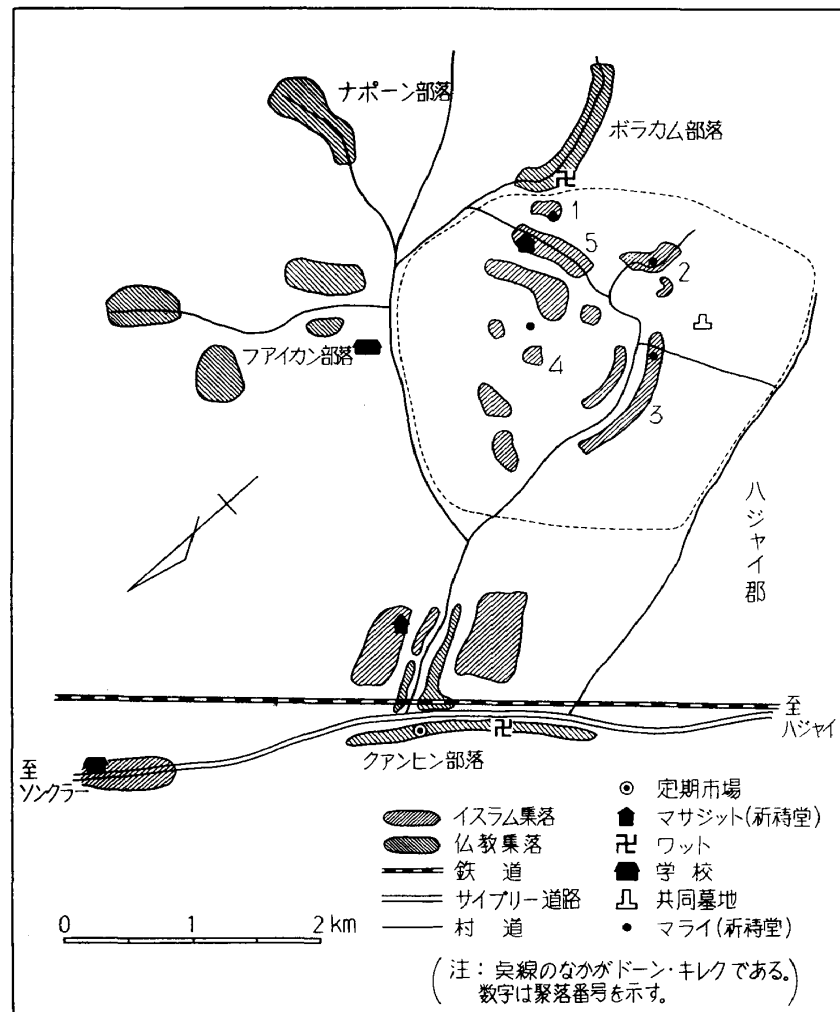


図 4 ドーン・キレク周辺聚落配置概念図

2 ドーン・キレクの土地保有に関する基礎資料

ドーン・キレクの住民は、土地を用途に応じて、屋敷地 (thiudin baan), 水田 (thiudin naa), 庭地・畑地 (thiudin suan), 未利用地 (thiudin waan) と基本的にいて 4 種類に区別する。このうち、thiudin suan は、林地・畑地・牧畜用草地など多様な土地を一括してそう呼称する。住民の念頭で区別が明確でない以上、これをより細かく範疇化することは賢明ではない。ここでも一括して suan 地と呼ぼう。郡役所による土地の登録もおおむね上記の 4 区分をそのまま容認している。

土地は、他人の土地に囲まれた 1 区画が 1 単位として観念され、これを 1 プレーン (pleeng) という。水田のばあいは、畔で囲まれた 1 区画を 1 単位と考え、これを 1 ビン (bing) と呼ぶ。通常 1 rai は 4 bing に分けられている。

面積を測る単位としては、ライ (rai) が広く用いられ、ライがさらにワー (waa) に細分される。1 ライ (=0.4 エーカー) は 400 ワーである。しかし、ドーン・キレク住民は、ワーを用いるとき、100 ワーとか 200 ワーとかいうかわりに、5 ワーとか 10 ワーとかいう。20 ワーの平方が 1 ライであるので、5 ワーは 400 平方ワーの 1/4 という意味で、25 ワーのことではなく、100 ワーのことである。

タイ国社会の土地保有を論ずるとき、所有と占有の区別をつけるだけでなく、両方をあわせ呼ぶ言葉として保有という概念をかえりみる必要がある。占有 (kaan phokkhroong) は、事実上の土地占有を意味するだけだが、伝統的には、占有するだけで法的保護を受ける権利を認められたため、占有と所有の区別がつけ難かった。現在においては、土地法上所有 (kaan dai maa sūng kammasit) は、占有と厳密に区別されている。しかしながら、土地法の規定いかんを問わず、前述のように農民の観念において、占有と所有の区別は不完全である。その意味で、その不完全な状態を所有と称するのは妥当でなく、むしろ保有 (kaan thūü-khroong) と呼ぶほうが望ましい。

ドーン・キレクにおいても、土地保有の実情は、厳密な法律の意味での所有とは認め難く、そこで以下、土地所有の言葉は避けて、土地保有と呼ぶことにしよう。

以下の記述の参考までに、ドーン・キレクの土地保有に関する基礎的統計をいくつか検討しておこう。

ドーン・キレクは、五つの小聚落よりなるが、本稿では、ドーン・キレクの中心をなすもっとも歴史の古い中央聚落 (klum baan-yai) と、部落の北部に位置し、都市や市場へのアプローチもよく、2 番目に大きい第 4 聚落 (klum baan-nook), および、部落の最南端に位置し、市場へのアプローチの悪い第 1 聚落 (klum baan-phru) の 3 聚落、計 201 世帯から得た資料を整理して用いる。(残りの 2 聚落約 90 世帯に関する資料は、目下整理中である。他日完全形で発表したい。しかし、この 3 聚落でドーン・キレクの基本的性格は充分推し測ることはで

きよう。)

各世帯の土地保有に関する数値は、各戸の土地保有者にたいする数次の面接で得たほか、1966年2～3月に、ソクラー県下で土地保有に関する調査が行なわれた際、村長のもとに公式に集められた資料をも参照し、正確を期した。(もっとも、この調査は、各戸の soo. khoo. 1 記載事項を写すだけの作業に留まったため、soo. khoo. 1 のつくられていない未登録の土地保有量を捉えていない。公式資料は、その点、いたって不完全であるような印象を受けた。)

ここでは、保有面積と利用面積および保有面積と経営面積の区別はつけずに、とりあえず、保有面積だけ考えて、全体の傾向を示すに留めよう。保有土地と利用土地の区別は、タイ社会では問題にする必要はない。なぜならば、土地所有の前提には、土地を継続して利用すること(tham prayoot)が不可欠であり、未利用のまま長期間放置することは、制定法上も社会通念上も不当視されているからである。(土地法上は、chanood 登記の土地で5年、noo. soo. 3 などの仮所有登記の土地で3年間の未使用の限度である。)保有面積と経営面積の差は、ドーン・キレクにおいては、さして問題とするに当たらない。小作地の全体比はあとに述べるように、わずか1.8%でしかなく、またかなり大きな規模の土地保有者でさえも借地こそすれ、大規模な貸出しは行なわないのである。また、土地経営の問題は、「経営」の概念規定が明確になされねばならず、そのためには、親族共同体の農業従事のあり方から見究める必要があり、別の機会に親族構成の問題とからませて、論ずることにしたいと思う。

ドーン・キレクを一つの領域と考えると、いうまでもなく住民全体の土地保有総面積以上の土地が存在する。なぜならば、ここで屋敷地、水田など考慮に入れた土地以外に、祈禱堂、共同墓地や道路などの共用地、および、ドーン・キレクの南端に、(thiidin saathaaranasombat)の指定を受けた公用地があり、また南東側および西側の仏教部落と接するあたりには、ドーン・キレク部落の領域内でありながら、仏教徒による土地所有もある。逆に、仏教部落領域内にドーン・キレク住民は土地保有を行なっている。ドーン・キレク部落の占める総面積は、郡役所にも統計はなく、推定でしか算定する方法はない。

表3に、各世帯の土地保有の総面積、表4に、水田保有の態様、表5に保有地の態様を、面積値別分布でそれぞれ示しておいた。

これをもとに、ドーン・キレク一戸平均の土地保有を調べると、表6のようになる。

自給自足の手段としての水田は、5人家族で5ライが標準と考えられる。suan 地の用途は多様であり、もっとも大事なものとして、ゴム林、椰子林、その他の果樹園、野菜畑などがある。これらは、おおむね現金収入の源泉であり、suan 地の寡多が貧富の差をわけているといっている。suan 地を保有しない家計は、201 サンプル中12件あるが、いずれも結婚により分岐したばかりの、家族構成員の少ない核家族であり、本家と労働関係を分離させないままの状態に留まっている。

表 3 総土地保有規模

面積値(ライ)	世帯数	面積(ライ)
0 ～ 3.9	14	30.5
4 ～ 6.9	33	184.5
7 ～ 9.9	39	337.5
10 ～ 12.9	31	358
13 ～ 15.9	32	456
16 ～ 19.9	25	442.5
20以上	27	755.5
計	201	2564.5

表 4 水田保有規模

面積値(ライ)	世帯数	面積(ライ)
0 ～ 1.9	20	14.5
2 ～ 3.9	49	133.5
4 ～ 5.9	55	258.5
6 ～ 7.9	42	274.5
8 ～ 9.9	20	173
10以上	15	202
計	201	1056

表 5 suan 地保有規模

面積値(ライ)	世帯数	面積(ライ)
0 ～ 2.9	48	63
3 ～ 5.9	61	252.5
6 ～ 8.9	37	268
9 ～ 11.9	26	263
12 ～ 14.9	14	176.5
15以上	15	346.5
計	201	1369.5

表 6 一戸平均土地保有規模

	個所数	保有面積(ライ)
屋敷地	1	0.8
水田	2.3	5.2
suan 地	3.2	6.8
計	6.5	12.8

この三つの表の細かい分析は断念して、以下ドーン・キレクにおける土地保有の問題点の検討に移ることにしよう。

3 ドーン・キレクの土地保有にみる問題点

1 土地登録の方式

土地登録のことをドーン・キレクの住民は、“tham soo khoo (soo khoo を作る)”と表現している。このことは、soo. khoo. 1 が土地登記様式のすべてであるかのように考えられている事実を暗示する。soo. khoo. 1 は、3年に1回、郡役所の土地課の役人が来て名義書換えの機会を作る。直接郡役所に行ってもいいのだが、ほとんど行くものはない。住民は、noo. soo. 3 や chanood のことなど知らない。またなかには、soo. khoo. 1 の登録さえ行なわれていない土地もある（表7参照）。

住民が soo khoo 登録を怠るのは、怠慢からでもあり、税金逃れの目的からでもあ

表 7 ドーン・キレクにおける土地登録方式

種 別	比率 (%)
chanood	0
noo. soo. 3	0
soo. khoo. 1	89.2
無登録	10.8
計	100.0

る。soo. khoo. 1 のない土地の大部分は、近年村外において獲得された土地である。すなわち、無断耕作により、未墾地とおぼしき土地に入り開墾をはじめた土地である。しかし、soo. khoo. 1 がないとしたら、公式には占有の事実さえ確認されえないことになり、現行法のたてまえからすると、法的保護の対象とはなりえない。善意あるいは悪意の第三者がそこに勝手に所有権を設定することも技術的には可能であろう。

soo. khoo. 1 の制度自体が別種の危険を孕んでいる。soo. khoo. 1 は、あくまでも単なる申告に基づいてなされる無検分・無測量の登録であり、いかなる状態の土地であれ、占有したという事実を口頭で申し立てたばあい、soo. khoo. 1 は発行されうる。従って、村外の土地に関しては、第三者所有の土地を無主の土地と誤認し、占有を開始したばあいにも、やはり soo. khoo. 1 が発行されることもありうるわけだ。地租の徴税は、soo. khoo. 1 記載の保有土地面積に応じてなされるので、あるばあいには不当に多額の納税が行なわれることにもなる。

soo. khoo. 1 が万能視される事実は、ドーン・キレクに正式に実測された土地がないことを暗示する。土地面積値は、過去から伝えられたものに従っている。従って住民の申告に応じて soo. khoo. 1 に記載される数値は、おおむね不正確な概数でしかない。

ドーン・キレクにおいて、土地の売買や抵当入れがなされるばあい、soo. khoo. 1 が授受されている。土地保有は官庁に登録しなければならないという観念が常識化してから久しいが、住民は、登録方式についての知識に乏しく、“tham soo khoo” だけで安んじているのが実状だ。これはたんにドーン・キレクだけの現象ではなく、南タイ農村部一般に共通する事態である。

2 無断耕作 (cab coong) の実情

ここで検討している 201世帯のうち、ドーン・キレク境界外に土地を保有するのは46戸、総面積は557.5ライに及んでいる（表8参照）。このうち現世代によって無断耕作で得られたとおぼしき土地は379ライを占めている。この事実は二つのことを物語る。一つは、無断耕作が現

表 8 部 落 境 界 外 の 土 地 保 有

	登 録 ず み		未 登 録		計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
近 接 地 域	21	117½	7	48	28	165½
遠 隔 地 域	7	142	11	250	18	392
計	28	259½	18	298	46	557½

注：本表において、遠隔地域とはバスに乗って行かねばならない遠隔地を漠然とさし、近接地域とは、徒歩で容易に往復できる距離内の土地をいう。部落の境界は、仏教部落に囲まれているため、比較的明確にそれと判別できるようになっている。

在においても依然技術的に可能であること、もう一つは、住民の無断耕作への期待が少なくないことである。

無断耕作を行なったという16世帯を検討してみると、無断耕作の動機として、二つの事由が判明する。第一に、家族内労働人口が多く、そのわりに土地保有量が僅少であるばあい、無断耕作への志向は強い。例をあげると、ある7人家族の世帯では、4人の労働可能人口を有しながら、総土地保有量はわずか5ライでしかなく、その結果、他郡に20ライの土地を無断耕作で得た。第二に、家族構成や土地保有総量のいかんを問わず、樹園・菜園目的の *suan* 地の保有量が僅少であるばあい、やはり無断耕作が行なわれている。例えばある4人家族の世帯は、労働人口2人で6ライの水田を有しながら、*suan* 地が1ライしかないため、他郡に40ライの無断耕作を行なった。

無断耕作が行なわれる方式としては、二つのやり方がある。一つは、いわば正統的な方式ともいえようが、まず親類友人などからの伝え聞きによって、ある土地に赴き、それらしき土地の見当をつけたうえで、現地のカムナンにその旨を伝える。そこに小屋掛けして定着し、開墾作業を行なう。そして *soo. khoo. 1* を作成し、土地税を納め、納税証明 (*bai set poo. boo. thoo.*) を保存する。もう一つのやり方は、やはり聞き伝えによって大規模な未墾地開墾の公式許可を受けたものの所在を知り、その人物に頼んで土地開墾をさせてもらう方式である。無断耕作許可証 (*bai coong*) のおりた土地は、一定期間第三者に譲渡できない以上、この種の土地を譲り受けることは難しい。従ってこのばあいは、一種の借地関係あるいはより正確には雇用労働関係が成立するだけなのである。ふつう、一定金額の手数料を住民の側から払うことで開墾が始まる。面白いことに、ときには、この種の契約関係によって占有した土地でありながら、住民は *soo. khoo. 1* 登録を行ない、納税すら行なうのである。

無断耕作を開始すると、住民は、その土地に粗末な小屋を掛け、食料品を運び、單身住み込む。この出作りの慣行を、現地では“*tham nam*”という。家族は、ドーン・キレクに残り、めったに同行しない。田植期など男手の必要な時期や断食月などにのみ帰村し、しばらくのあいだ家族と共に暮すが、やがてまた開墾地に戻る。

このようにして行なわれる無断耕作のシステムは、いくつかの問題を秘めている。

第一に、住民は、無断耕作を行なう土地について、郡役所に赴いて、第三者の所有権設定の有無やなんらかの公示の有無の確認などは行なわない。かれらが嗜好する土地は、一見無主の土地のように見えながら、その実、国家が公共目的のために公示を行ない、無断耕作を禁じた土地であることが少なくない。もっとも *thiidin saathaaranasombat* などに指定するには、1単位1,000ライ以上の土地でなければならない。こまぎれの無主の土地は無断耕作可能の土地として残るわけだ。しかし、たとえ1,000ライ以下でも面積の大きい土地は、資本投下の対象として、都市在住の人間の所有に帰するばあいもあり、無断耕作の真の可能地を確認するこ

とは、住民の能力では必ずしも容易ではない。特にドーン・キレク周辺の土地は開墾しつくされ、遠隔の他郡・他県に土地が求められるようになった現在、その危険の度合は増している。

第二に、第三者が未墾地開墾許可 (bai coong) を得た土地を手数料を支払って開墾するばあい、住民の思惑はどうであれ、究極的にその土地が住民の保有に帰するかどうかは、あくまでも許可を有する当人の意思にかんによる。その意味で、いたって便利なため普及しつつあるものの、この方式による開墾は、土地獲得欲の強い住民の願望を究極的に満たしえないという危険をもっている。

第三に、無断開墾は、通常、少なくとも20ライ多くて50ライというかなり広大な規模でなされるので、住民は、納税の負担を怖れて、占有の事実を申告しないばあいが少なくない。表7に記載したように、soo. khoo. 1 すらない土地保有は、ドーン・キレク住民の総土地保有面積の10%以上に及んでいる。善意・悪意の第三者は、これらの土地を無主の土地とみなして、登記することが法律技術的には可能である。この危険を、住民はさほど切実に考えてはいないようだ。

いずれにせよ、これらの問題点は、農民一般の側に、土地法体系の近代化に対応しうだけの啓蒙が欠けていることに原因している。農民の無断耕作の考え方や技術が、「無主の土地に示しをつけ、naai rawaang にその旨通じる」だけでよかったアユタヤー時代から、一歩も進歩していない点に問題がありそうだ。

3 土地保有規模の歴史的変化

土地保有の将来の趨勢を占う手がかりを得るうえで、現在の土地所有者世代と一世代前の旧世代とのあいだに、どれだけ保有に差があるか探る試みはきわめて有効であろう。もっとも、旧世代に属するものはすでに死亡したり老齢化したりして、直接面接調査を行なうことができないので、旧世代の土地保有に関する数値は、現世代の記憶に頼るほかない。その意味で、かならずしも正確な数値は得られないが、それでもおよその傾向をさぐることは可能である。

本稿が調査対象とした201世帯の戸主は、およそ60の旧世代の世帯から分岐したものである。その60人の旧世代の土地保有者に関して、保有面積の概数を求め、一戸平均の面積値を求めてみると、約23ライとなる。

旧世代の土地保有に関しては、以上のような三つの法則性を見出すことができる。

- (1) 各戸の保有規模が、おしなべて、現世代よりも大きい。
- (2) 世帯間で保有規模の 隔差が大きい。すなわち、大規模所有と小規模所有との差が著しい。
- (3) プレーン（1区画）比面積が大きい。すなわち、土地の1区画の広さが大である。

こういう法則性が生じた理由は、基本的には、旧世代の時代に、土地がまだきわめて自由に獲得できる状態にあった事実に求められる。すなわち、ドーン・キレクに比較的近い地帯において、無断耕作が可能であったわけで、欲求と勤勉さの度合に応じて、かなり大きい区画の土地が入手できたものと想像される。

現在では、もはやドーン・キレクの周囲には、無主の土地を求めることは不可能であり、土地はすでに値段を生じ、売買の対象とされるに至っている。無断耕作は、遠隔の他郡・他県に赴かねばできない。ドーン・キレク内の土地に関していえば、土地細分化の傾向は否定できないし、同時に、プレーン比面積は小さくなり、世帯間の保有差も従来よりは相対的に平均化する傾向を示している。

ドーン・キレク住民の土地保有規模の歴史的变化を語るとき、付随的に検討しなければならないことは、派生聚落形成 (“baan mai” formation) の歴史的展開である。すなわち、ドーン・キレクは、かつては単一聚落よりなる部落であったが、現在では5聚落よりなっている。さらにドーン・キレクの境界外にも2、3の派生聚落が形成されている。この klum の複数化の過程は、土地獲得機会を求める一つの適応過程であったと考えられるが、ドーン・キレクにおいてはおよそ以下のように段階区分できる。

第1期 単一 klum 期 (100年前以前)

この段階には、ドーン・キレクは、現在の中央聚落だけしかなかった。中央聚落は塊形態をとり、その周囲に水田や suan 地があった。

第2期 klum 複数化期 (100～70年前)

中央聚落がある程度まで膨張したとき、およそ1ないし 0.5km 離れた地点に新しい klum が形成されはじめた。これらの新聚落は、はじめはその地点に無断耕作した1戸が定着し、その周辺に親族が集まるという具合に形成されていった。新聚落は、中央聚落の四方に四つでき、そしてそれぞれスラオ（祈禱所）をもつに至った。

第3期 部落外流動期 (70～50年前)

ドーン・キレク周辺での無断耕作が一つの限界に達したとき、一部の住民は、ドーン・キレクの境界を越えて、4ないし 6 km 離れた地点に、新聚落を形成しはじめた。仏教徒をさほどとんじない気楽な性格が、かれらの流動性を助長した。

第4期 土地細分化期 (過去30年)

ドーン・キレクから日帰りで耕作できる地帯に無断耕作の余地がなくなったとき、土地細分化の傾向は顕著になった。同時に、土地は価格をもちはじめ、それとともに、遠隔地での無断耕作がはじまり、現在に至っている。

以上の過程を概念図で表わすと、図5のようになる。

次期世代においてどのような現象が生じるかは大きな問題であろう。表9の土地保有規模と

表 9 土地保有規模と家族員数相関

家族員数 保有規模	2 以下	3	4	5	6	7 以上	計 (%)
4.0 以下	6	2	8	1	1	—	18(8.9)
4.1 ~ 7	2	5	7	12	1	4	31(15.4)
7.1 ~ 10	4	3	11	12	4	6	40(19.9)
10.1 ~ 13	1	7	2	10	5	7	32(15.9)
13.1 ~ 16	—	3	7	8	5	7	30(14.9)
16.1 ~ 20	—	1	5	6	7	6	25(12.5)
20.1 以上	—	2	4	6	6	7	25(12.5)
計	13	23	44	55	29	37	201(100.0)

家族数相関が示すように、6割以上が13ライ以下の保有を示し、次世代において、1世帯平均の土地保有規模が、現在の12.8ライを下まわることは明白である。とくに現在7ライ以下の保有しかない層に関しては、次世代において、はや一つの過少の限界に達することが予想できる。人口増と世帯数の増加はもはや必然的な趨勢であり、かなり厳密な均分相続の慣習とあいまって、次世代あたりが、ドーン・キレクの土地保有形態の一つの大きな転換期と考えてよからう。現在の土地細分化期に続けて、どのような現象が生じるか今後注目すべき課題である。

4 土地の賃貸借

調査サンプル 201 世帯の土地保有の形態を分類すると、表10のようになる。自作農家は全世帯の78.6%を占め、自小作・自小作貸出あわせて20.4%になる。しかし、小自作および小作だけ行なう家計は存在しない。非耕作地主の2件は、いずれもバスの運転手をしている。土地賃貸の総件数延べ81件を検討してみると、賃貸の1件平均面積は2.5ライにすぎず、小作されている土地の全体比は1.8%でしかない。ドーン・キレクにおいて、小作現象はまだ一般化しているとはいえない。

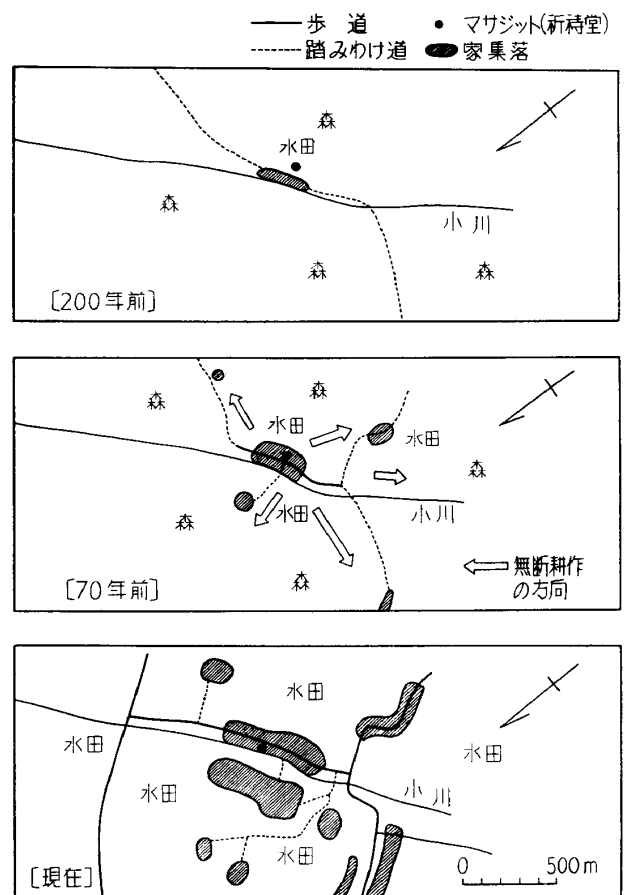


図 5 ドーン・キレクにおける派生集落形成の概念図

土地を賃借りする個々のケースを精しく調査してみると、かならずしもすべての事例が土地の不足にもとづくものでないことがわかる。すなわち、小作農家の土地保有規模を表示すると表11のようになり、保有規模と小作との相関関係は認められない。借地・貸出を同時に行なう家計も2件ある。これらの事実を考慮すると、ドーン・キレクにおける土地賃貸借の少なくとも一部分は、ある種の便宜的理由（土地の地理的遠近、土地の形質など）によって行なわれていることが想像できる。

土地の賃借は、家族員数に比べて水田保有面積が少ないケースに生じやすい。小作農家の平均水田所有は4.3ライで、ドーン・キレク全体平均の5.2ライを下まわっている。

ドーン・キレクで賃貸借される土地は、ことごとく水田であり、suan地の貸借はない（ゴム樹林の貸借の例をみるが、これは土地の貸借ではない）。

ドーン・キレクにおける土地賃貸借に関して注目すべき事柄は、比較的に水田保有量が少ない世帯において土地貸出をみることである。表12で示すように、水田保有面積が5ライ以下の家計に、11件の貸出しの例をみる。極端な例では、わずか3ライあまりしか水田を保有しないのに貸出しを行なっているケースすらある。これらの家計に共通する特色は、(1)家族数が少ないこと（平均3.3人）、(2)現金収入の源泉に乏しいこと、の2点である。具体例をあげる

表 10 土地保有形態

形 態	件 数	比率(%)
自作	120	59.7
自作貸出	38	18.9
自 小 作	39	19.4
自小作貸出	2	1.0
非耕作地主	2	1.0
計	201	100.0

表 11 土地保有規模と小作の相関

保 有 面 積(ライ)	件 数
4.0 以 下	4
4.1 ～ 7	9
7.1 ～ 10	11
10.1 ～ 13	4
13.1 ～ 16	6
16.1 ～ 20	5
20.1 以 上	2
計	41

表 12 水田保有規模と土地貸出の相関

保有面積(ライ)	世帯数(A)	貸出件数(B)	$\frac{B}{A} \times 100(\%)$
0 ～ 2	33	0	0
2 ～ 5	61	11	18.0
5 ～ 8	49	17	34.1
8 ～ 10	16	5	31.0
10 以 上	12	7	58.3
計	201	40	

表 13 小 作 契 約 期 間

年 限	1	2	3	5	不 明	計
件 数	26	4	3	1	7	41

と、家族3人の世帯で、水田保有はわずか2カ所計 $3\frac{1}{2}$ ライ（2ライ、 $1\frac{1}{2}$ ライ）でありながら、suan 地を有しないため現金収入に不足し、水田1カ所（ $1\frac{1}{2}$ ライ）を年額200パーツで賃貸ししている家計がある。これなど典型的な事例である。

南タイにおいては、水田耕作はあくまでも自給自足の方便としか観念されないもので、水田耕作による稲米収量を必要以上に確保する必要は感じない。家族員数および労働可能人口に見合った面積規模のみ耕作すればよく、余分な土地は賃貸しして現金収入源にまわすことが可能である。

小作契約は、稲の収穫後つぎの水田耕作開始までの期間に、口頭でなされる。文書で貸借契約を行なう事例は皆無である。

小作条件をみると、契約年限は表13の通りで、1年契約が通例である。表の不明という項目のなかには、別段年限を定めていないケースが含まれている。しかし、南タイ水田地帯においては、1年契約の優越は、あまねくみられる現象のようである。

小作料の支払形態は、9割以上現金支払いでなされており、土地賃借りの41例中、38例が現金納で、残る3例が刈分小作である。小作料は、契約に際して、あらかじめ収穫見込み高を推定し、それに見合った相場通りの金額をきめておく。口頭契約に際して、“dai khaaw__rian, chaai bia__baat”（米を__リアン¹³⁾得たら、かねを__パーツ払う）という簡潔な表現で確認される。そして、米の実際の出来具合をみて、小作料が支払われるしくみである。しかし、これは小作料の減免の比率をあらかじめ予定するわけではない。小作料の減免は事実行なわれており、一部減免から全額減免まで多様なケースをみる。しかし、減免に関する取り決めは、貸借契約に際して行なわれることはなく、万が一米作が住民の常識的判断において収穫不良に終わったと考えられたばあい、当事者間の話し合いで適宜行なわれる。減免の具体例に、筋の通った法則性を求めることは困難である。

小作料の平均金額は、1965年現在、稲300リアンにたいして150パーツがふつうである（ライ当たり平均収量は、ふつう200ライと計算される）。しかし、借地面積が大きくなり、それ相応に予想される収量が多いばあいには、小作料比率は低減し、たとえば、600リアン200パーツ、

13) リアン (rian) は、南タイ米作地帯で広く用いられている米の収量をはかる単位である。しかし、1リアンは1束の稲を意味するだけで、収量を正確にはかるうえでは不便である。南タイの官庁は1リアンを1kgと換算する習慣である。

あるいは1,200リアン500バーツという条件になる。従って、小作料は、50 バーツ/ライ から100 バーツ/ライ のあいだに並ぶのである。

小作料は、稲の収穫の直前に支払われねばならない。小作料支払いがないばあい、地主は稲刈りを阻止することができる。小作料未納のまま稲刈りが強行されたばあいには、収穫の半分を地主は取ることができる。小作料支払いを契約と同時にこなう例、あるいはその他の条件の付された事例は見出せなかった。

土地の貸借が成立する地域的基盤をみると、表14のような結果を得る。

表 14 土地賃貸借の地域的基盤

	貸 出	借 地	計
同一 klum 内部での貸借	9	21	30
異なった klum 間での貸借	15	15	30
仏教部落との貸借	16	5	21
計	40	41	81

4 土 地 相 続 の 様 式

南部のタイ・イスラム地帯において、土地相続にイスラム法がどれほど働いているか、これまでこの地帯においてなんら社会学的調査がなされなかった以上、有効な資料を得ることはできない。他方、タイ国内のマレー・イスラム圏において、土地相続がどのようなやり方でなされているかについての研究も皆無に等しい。南部タイのイスラム社会についての唯一の調査研究である Frazer, Jr. の *Rusembilan* は、この大事な問題を、まったく無視している感じだ。

筆者は、調査地ドーン・キレクにおいて、もっとも歴史の古い中央聚落を調査対象に選定し、この聚落を構成する104世帯について、くわしく土地相続のケース・スタディを試みた。そこで得た104のサンプルにもとづき、ドーン・キレクにおける土地相続の基本的傾向を、土地所有の問題との関係において捉えておこう。

1 慣習法 (latthi-thamniam) の優越

ドーン・キレクは、一戸残らずムスリムを信仰する純然たるイスラム集落であるにも拘らず、土地相続分割に際して、イスラム法に依拠する事例に乏しい。その104サンプル中、現世代の土地保有者中、父母の死後、トイマム（導師）の手をわずらわせて土地分割を受けたケースは、皆無であった。後に述べるように、中央聚落以外の聚落において、かろうじて数例、トイマムが分割を行なった例を見るだけである。

ドーン・キレクにおいては、タイの他の仏教圏諸地域におけるとほぼ類似した方式、すなわ

ち“beng thaw kan”（「均等に分ける」の意）方式が圧倒的に優勢である。ドーン・キレクにおける土地相続の態様は以下の通りである。

土地保有者たる父は、老齢化し、子供たちが結婚し、農作技術を習熟していくにつれて、自らの判断により、漸次、土地を分割し、占有管理権を譲渡していく。このように、生前分割が行なわれる点でも、他地方の方法とかなり類似している。

このばあい、生前分割という表現は、留保つきで用いねばならない。なぜならば、土地証書(soo. khoo. 1)の名義変更は、土地保有人の死亡後、なされるのが原則だからである。すなわち、生前分割といっても、土地の管理占有権が移動するだけで、soo. khoo. 1の書き換えは通常なされない。104サンプル中高齢者の土地保有を調べたデータが表15である。

かなり高齢まで名義変更が行なわれないことが知られよう。

表 15 高 齢 者 土 地 保 有

年 齢	件 数
50 ～ 59	13
60 ～ 69	10
70 以 上	5
計	30

そのかわり管理占有権の移動は、比較的早期から行なわれる。104人の経験をみると、結婚前から、自分の土地を割り当てられたものが3人いる。しかし、その他は、結婚後1ないし5年のあいだに、自分の土地を管理するに至っている。すなわち、結婚後しばらく間をおいて、将来正式に譲渡を受ける予定の土地を両親より指定され、そこを自分の土地として、自由に使用管理することを許されるのである。

土地の管理占有権は、兄弟全部が同時に与えられるのではなく、婚姻の順位に従い、なしくずし的に移譲される原則である。両親は、かなり老齢に達するまで、労働に従事するので、一部の土地を保留する。この土地を、“thiidin keb wai samrab kaan tham sop”（葬式のためにとっておく土地）」と呼んでいる。こう呼ばれる土地は、両親のもとに最後まで残ったも

表 16 土 地 分 割 実例1（単位：ライ）

土 地 被相続人	1 屋敷地	2 水 田	3 水 田	4 水 田	5 水 田	6 水 田	7 スワン	8 スワン	9 スワン
1 (女)	未分割	4			未分割		$2\frac{1}{2}$	未分割	
2 (女)	$\frac{1}{2}$	4			(4)		$2\frac{1}{2}$	(4)	5
3 (男)			4	2		1	3		

注：このケースにおいて、1、5、8の3箇所の土地を父親が保有し、使用している。この3箇所が、thiidin keb wai samrab kaan tham sop といわれる。3箇所の将来の帰属先は、まだ決まっていない。

の土地になる（表16参照）。

土地保有者が極度に老衰し、勤労能力を喪失したり、納税を行ないえなくなったりしたときには、生前においても名義の変更が行なわれうる。あるいは、被相続人のほうの都合に応じて、保有土地の一部分に関して、名義書換えがなされる事例もある。

一旦、使用管理を許された土地は、事実的規範性をもち、保有名義人の死後、自動的に当人の保有に帰する。この点では、一種の生前分割といえる。使用管理の開始と共に、soo. khoo. 1 もあずかったばあいには、名義不変更であれ、納税の義務も生ずるが、土地保有人が soo. khoo. 1 を保持する限り、納税は土地保有人が行なう。こういう点など考えると、不完全な生前分割というべきであろう。

以上留保をつけたところで、土地分割の態様をみよう。

土地相続は、beng thaw kan、すなわち均分相続の原則に従って行なわれる。しかし、ドーン・キレクにおける均分相続には、以下の三つの原理が顕著に働いている。

(1) 均分とは、かならずしも算術的数値における平等を意味せず、質、つまり使用価値における平等と考えられる。たとえば、表17に掲げた分割事例2においては、約90ライの土地が、30ライ、30ライ、30ライ、3ライと分けられたが、3ライの土地は、椰子園であり、また牛の牧草地でもあり、すでに使用価値を生じていたのにたいし、30ライの土地は一様に未開墾の林地であり、このばあい、30ライと3ライは等値と見なされた。

(2) 末子は通常両親と共に生家に残るので、土地相続において、比較的優遇される（表18参照）。末子以外のものが生家に残るときは、そのものが優遇される。末子の相続に関して、男女の差別はみられない。これは、婚姻後居住に父方、母方いずれの優越もみられないことと関

表 17 土 地 分 割 実例2（単位：ライ）

土 地 被相続人	1 屋敷地	2 水 田	3 水 田	4 スワン	5 スワン	6 ス ワ ン
1 (男)		5				30(未 墾 地)
2 (男)		3				30(未 墾 地)
(3) (男)	8 ワー	3		1	3	3(椰子林・畑)
4 (男)			2			30(未 墾 地)

表 18 土 地 分 割 実例3（単位：ライ）

土 地 被相続人	1 屋敷地	2 水田	3 水田	4 水田	5 水田	6 水田	7 スワン	8 スワン	9 スワン
1 (男)		1	1		$1\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	15	2	
(2) (男)	$\frac{1}{2}$	2	1	2			27	4	2

係しよう（表19参照）。

表20においては、結婚後に両親のもとに残った末娘以上に、末の息子が優遇されているが、このばあいは、生家すなわち両親と、労働関係を長期にわたって共にしたことによりたいする補償

表 19 婚 姻 後 の 居 住 地

1 父 方 居 住	39 例
夫が末子(ないし一人息子)のばあい	16
妻が末子(ないし一人娘)のばあい	3
双方が末子のばあい	4
そ の 他	16
2 母 方 居 住	59 例
妻が末子(ないし一人娘)のばあい	26
夫が末子(ないし一人息子)のばあい	1
双方が末子のばあい	4
そ の 他	28
3 不 明	6 例
計	104世帯

表 20 土 地 分 割 実例4（単位：ライ）

土地 被相続人	1 屋敷地	2 水 田	3 水 田	4 水 田	5 水 田	6 水 田	7 スワン	8 スワン	9 スワン
1 (女)			2					4	
2 (女)				2			6		
3 (男)		3				15ワ		4	
4 (男)		3						4	
⑤ (女)	$\frac{1}{2}$	3			$1\frac{1}{2}$			5	$\frac{1}{2}$
6 (男)				2	$1\frac{1}{2}$		6	3	

表 21 土 地 分 割 実例5（単位：ライ）

土地 被相続人	1 屋敷地	2 水 田	3 水 田	4 水 田	5 スワン
1 (男)		1			
2 (男)		4			2
3 (男)		2		2	2
④ (女)	8 ワ	1	3		3

という説明がなされた。

(3) 末子が優遇される反面、早期に家族より離脱するものは不遇である。表 21 においては、長男は早期に家族から離れ、妻方の財産に依って、独立した核家族を構成していた。妻方の土地には、水田も suan 地もかなり潤沢にあった。結局、表21の家族の土地分割に際しては、長男自身の同意もあり、水田 1 ライを

受けるだけに甘んじた。同様に、婚姻によって遠隔地に分岐するものも、相続においては概して不遇である。表22の家族においては、男子が両親と共に家に残り、娘は遠隔の他村に嫁いだが、両親は娘に土地財産を移譲することを忌避した。結局、娘は、

兄より、いくばくかの現金をもらうだけで、すべての土地を兄が受けることを認めた。

土地分割に際して、イスラム法にふつうみられる男女の差別はつけられない。“yuu kab phoo mee”（両親と同居する）の期間の長短がもっとも重要な区別基準なのである。

土地を保有する夫妻のうち一方が死亡したばあい、自動的に保有権は生存する配偶者のものに帰する。しかし、このばあい、既定の管理占有の事実に変更が生ずることはない。

2 イスラム法による相続方式

土地保有者が、生前において、土地遺贈に関する意思表示をなんら行なうことなしに死亡したばあい、土地の分割は、トイマム（導師）の権限においてなされねばならない。先に述べたように、この方式のなされる頻度はいたって低く、ここで用いている 104 サンプル中に例を求めることはできない。

104 サンプル中、土地保有者が、生前において土地相続の態様に関しての意思表示が不完全であったケースを 7 例みるが、その 7 例は、“beng eeng”（自分たちで分けた）のケース 4 例、“haji nai phii-noong raw beng hai”（兄弟のなかのハジが分けた）のケース 3 例と二様にわかれ、トイマムの手をわずらわせた例は見当たらなかった。この 7 例は、兄弟の一部がすでに自分の管理する土地を認められていたケースであり、基本的には生前分割の範疇に属すると考えられる（ハジが分割した例を表23に掲げる。基本的には均等分割であることが知られよう）。

トイマムが行なったイスラム法に基づく分割は、中央聚落以外他聚落において例をみる。トイマムの行なう宗教的な裁定は、ことごとくトイマム自身の許に記録されねばならないため、その記録ノートを見ると、およそ 5 年に 1 度の頻度でこの例を発見することができる。

生前に財産分割に関する意思表示のないままに、土地保有者が死に、被相続人から依頼があ

表 22 土地分割 実例 6 (単位：ライ)

被相続人	土地			
	1 屋敷地	2 水 田	3 スワン	
① (男)	15ワ-	1	4	
2 (女)		1		

表 23 土地分割 実例7 (単位:ライ)

被相続人	土地	1 屋敷地	2 水 田	3 水 田	4 スワン
1 (女)			$2\frac{1}{4}$		$2\frac{2}{3}$
2 (男)				$1\frac{1}{2}$	
3 (男)		$\frac{1}{2}$	$2\frac{1}{4}$		$2\frac{2}{3}$
(4) (男)		$\frac{1}{2}$	$2\frac{1}{4}$		$2\frac{2}{3}$

ったばあい、トイマムはその家に赴き、被相続人全員の立会いのもとで、財産分割を行なう。トイマムは、土地・米・首飾り・たんす・時計・家畜（牛あるいは水牛、山羊までは対象となりうる）、その他財産（これを sakoo と呼ぶ）と考えられるもの一切を金額に換算し、それを合計する。ついで相続資格者を定め、各資格人の取り分 (koong) を比数であらわす（ある例においては、21:14:14:10:10:10:5となった）。この数字を合計して分母を作り（この例では84となる）、それで金額合計を割る。そして、各人の金額に、品目を還元する。

物品の値段は、時価に従ってトイマムが判断し、品目の配分に関しては、関係者の意向をまとめて決定を下す。一切の決定事項がトイマムのノートに記録され、関係者が署名し、トイマムに所定の手数料が支払われると、一切が終了する。

このトイマムによる分割方式を、ドーン・キレクでは、“kaan pan sakoo taam maasaala”(マーサーラによる財産分割)と呼んでいる。

3 均分相続による土地細分化の問題

均分相続のばあい、土地細分化の傾向を基本的には免れないが、過度に細分化したばあいに

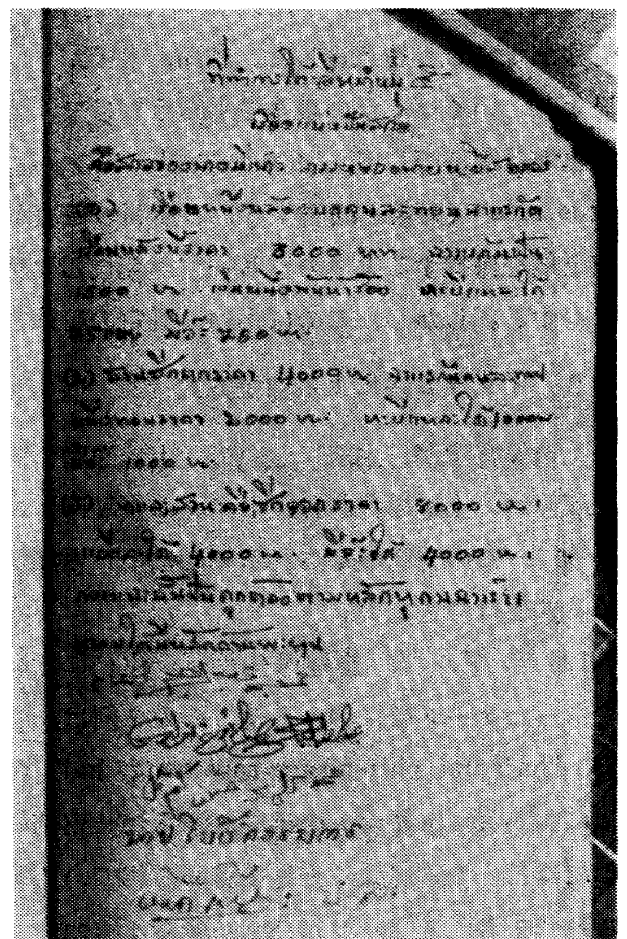


写真1 トイマム(導師)の保存する裁定事項を記録したノート。関係者の署名が面白い。

表 24 土 地 分 割 実例 8 (単位：ライ)

被相続人	土 地	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		屋敷地	水 田	水 田	水 田	水 田	スワン	スワン	スワン	スワン
1 (男)					4			3		
2 (女)		$\frac{1}{4}$	2	2		1	7			
3 (男)		$\frac{1}{4}$			4		7	3	1	1

は、農作技術効率面でむしろマイナスになるため、分割に際して細分化を避けるなんらかの補完現象が生ずる。

ドーン・キレクで得た104の分割の実例を検討すると、つぎの二つの法則を確認できる。

(1) 宅地はかなりの度合細分化が進みうる。もっとも極端な例では、1ライ余りの土地を7人で細かく分割した家族もある。すなわち、両親の宅地の周辺に、子供が分家を建築し、その敷地を獲得したケースである。このようなケースにおいては、1単位5ワーという狭小な宅地も現われうる。ドーン・キレク内および周辺において無断耕作が不可能になり、新開の土地を宅地に利用できなくなったことの必然的な帰結である。今後とも宅地の狭小化は進行しよう。

(2) 水田および suan 地に関しては、1ライ以下に細分しない配慮が払われている。具体的な例で示すと、表24のように、父親が1ライの土地を3箇所所有した例において、その箇所はそれぞれ分割されぬまま相続されている。2ライの土地もまだ分割されていない点は注目に値する。104 サンプル中、土地1単位(プレーン)が1ライを割るまでに細分された例は、わずか1例を数えるだけであった(表25参照)。1～2ライの土地までが細分化されるようになったときに、土地保有は一つの問題性を呈すると考えてよさそうだ。現在のところ、まださほど細分化していないのは、前世代における土地保有規模が相対的に豊かであったからである。現保有世代から次世代に相続される折に、細分化の補完がどのようになされるかが注目されよう。

表 25 土 地 分 割 実例 9 (単位：ライ)

被相続人	土 地	1	2	3
		屋敷地	水 田	水 田
1 (女)			$\frac{1}{4}$	
2 (男)			$\frac{1}{4}$	
3 (男)				
4 (男)			$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
5 (男)		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

お わ り に

以上で、一通り、ドーン・キレクを素材に、南タイの土地所有をめぐる問題についてかいまみた。

結論的に判断して、ドーン・キレクにおける土地問題としては、第一に、タイ国土地法の枠の外で、土地所有の様式が慣行している点、第二に、将来において土地細分化が不可避免的であると予測できる点、この2点に問題がしばれそうである。

第一の問題、すなわち、土地法の不徹底は、いたずらにドーン・キレク住民だけを責めるわけにはいかない。タイの土地局の側の能力 (capacity) の限界もあろうし、19世紀末まで占有の事実で完全な法的保護を与えてきたという歴史的因縁もあろう。しかし、タイの他の地方と比較すると、ドーン・キレクにおける近代的法意識は著しく遅れている感じだ。(水野浩一氏の調査された東北のドーン・デーン村では、屋敷地は chanood 登記がなされ、農地でも登記はすべて noo. soo. 3 であるという¹⁴⁾)。いずれ、なんらかのきっかけで、ドーン・キレクにおいても、soo. khoo. 1 に留まらない、土地所有の正規の法律的登録がなされるようになるであろう。これは、タイの土地局が手続きの複雑ささえいとわなければ簡単に啓蒙・実施できることである。正式の測量もなされ、土地保有に関する統計ももっと正確になるのだし、その方向に事態が改善されることを祈りたい。

第二の問題、土地の細分化は、これこそ重大な問題である。ドーン・キレクにおいても、人口増、世帯数増は顕著な現象であり、その結果、土地保有者の前世代から現世代にかけて、保有量の減少がみられることを確認できた。今後、人口増が急ピッチ化するとしたら、つぎの世代が土地分割を受けるときに、はや土地の細分化が問題化することが予想される。土地細分化を補完する方便としては、古来の伝統である無断耕作が考えられるが、これが現状では、きわめて限界があることは改めて留意されねばなるまい。

今後、土地にたいする人口圧力が強まったとして、そのばあい土地減少を都市への移動などでカバーすることは、旧態依然たる農民の技術水準からして考えられない。従って、人口圧力増大と共に、一般農民の無断耕作者権利への依存度は高まると判断できる。しかしながら、無断耕作の路は狭められる一方であろう。開墾可能未墾地の絶対量は、今後減りこそすれ、増えはしない。南部においては、ゴム産業育成の趣旨で公共地指定の土地は増えるであろうし、また大規模資本投下による未墾地開墾を行なう都市商人も増えよう。その他国境問題などの政治的イシューも考慮に入れねばならない。特に、ドーン・キレク住民に関していえば、イスラム信仰をもつため、社会的移動の地域的制約が甚だしい。遠隔拡大家族の地理的分布もさほど顕著ではなく、前述のような危険性がすこぶる高い。

無断耕作が困難になったばあい、もう一つの補完の方法として土地の売買が考えられる。しかし、事態がそこまで至れば、たんに土地売買が露骨に現象化するだけでなく、併行して小作化が進展し、農業労働者への分解現象も生じるだろう。土地細分化がどの世代において、こう

14) 水野浩一「東北部タイの米作農村における農地所有と家族の諸形態」『東南アジア研究』第3巻第2号, p.16.

した一つの threshold に達するかは、改めて考察されなければならない。そして、これは現にドーン・キレクだけの問題ではなく、遅かれ早かれ、また多かれ少なかれ、南部タイ全般のやがて直面する趨勢であるのだ。

もう一つの問題として、ドーン・キレクが、イスラム社会でありながら、土地相続の方式において、タイ的慣習法 (latthi-thamniam) を優越させているのは注目に値する。これが、他のタイ・イスラム社会にも共通するのか、そして、タイ領内のマレー・イスラムにまで同じことがいえるのかは今後の調査をまたねばならない。話をドーン・キレクに限ったとしても、ドーン・キレクにおいてタイ的慣習法が優越する理由は、慎重な研究を要する主題である。ドーン・キレク社会文化の基本的傾向は、諸他のイスラム的局面をあわせ検討しつつ、別の機会に考察したい。

南タイの土地所有の問題に関しては、たんにタイ・イスラム地域に留まらず、この地域以北の仏教圏、以南のマレー・イスラム圏両方について、土地相続の具体的態様を中心に、基礎的な実態調査が重ねられねばならない。南タイ研究の現状は、いずれにせよ、いまのままではあまりに貧弱である。本稿が、南タイ研究の貧しい現状を補ううえで、少しでも貢献できたら幸いである。(1967. 1. 15)

参 考 文 献

- pramuan kodmaai thiidin, phoo. soo.* 2497 (Niitiweet 2507年版), Bangkok, 1964.
 Roo Leengkaa. *prawatsaat kodmaai thai — kodmaai thiidin*, Bangkok, 1940. pp.1~90.
 Luang Wicitwaathakaan. *khamsoon rüang prawatsaat seetakit khoong thai* (2505年内閣印刷の nangsiü ceek), Bangkok, 1962.
 Krom thiidin cangwat Songkhlaa. *kaan thüü sitthi nai thiidin* (mimeo.), Songkhlaa, n.d.
 Cangwat Songkhlaa. *raaingan khoo raachakaan khoong cangwat Songkhlaa phoo. soo.* 2506 (mimeo.), Songkhlaa, 1963.
 Krom phatthanaa thiidin krasuang phatthanaakaan heeng chaat. *khwaamsamphan rawaang kaan thüü khroong thiidin kab phaawakaanphalit khoong chaawnaa nai 5 cangwat nai phaak klaang phoo. soo.* 2507 (mimeo.), Bangkok, 1964
 Prasit Seensiri. *potcanaanukrom kodmaai*, Bangkok, 1963
 本岡武「タイ国における農地問題と農地制度」『東南アジア研究』第2巻第2号
 水野浩一「東北部タイの米作農村における農地所有と家族の諸形態」『東南アジア研究』第3巻第2号
 Thomas M. Fraser, Jr. *Rusembilan, A Malay Fishing Village in Southern Thailand*, Ithaca, 1960